

## 8. 平成 12 年度包括外部監査結果に対する改善措置と現状

(現状は平成 18 年度末現在を基準)

### 病院経営全般

監査結果 〔意見〕	改善措置	現状	包括外部監査人の意見
各病院は、県立病院として存続を確保することの県民的意味でのメリットを、適切な具体的指標により明らかにしていくことが望まれる。	県立病院の意義、診療実績、運営状況について広報紙・ホームページ等の媒体を通じてわかりやすく情報提供を行い、県民からの理解を得られるよう努めることとする。	<p>病院局及び各県立病院においてホームページを開設し、また、随時広報誌を発刊して、県立病院の意義、診療内容、運営実績等について、情報発信を行い、県民の理解を得られるよう努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ開設時期 <ul style="list-style-type: none"> <li>心臓血管センター 平成 12 年 12 月</li> <li>がんセンター 平成 12 年 12 月</li> <li>精神医療センター 平成 13 年 2 月</li> <li>小児医療センター 平成 12 年 12 月</li> </ul> </li> <li>・広報誌の発刊例 <ul style="list-style-type: none"> <li>心臓血管センター 「地域医療連携室だより」</li> <li>がんセンター 「がんセンターだより」</li> <li>小児医療センター 「小児医療センターだより」</li> </ul> </li> </ul>	平成 12 年以降、積極的な広報が展開され、改善が認められる。 ただし、2 次医療対応病院であるにも関わらず、未だ紹介率が低かったり、患者が地域的に偏在している場合もある。病院の高度専門性等の特徴を、より積極的に県民にアピールすることが望まれる。今回の包括外部監査でも、がんセンターについては、個別に意見として記載した。
個別的な知識の共有化を 4 病院ではかるべき。	医療スタッフの病院間の異動体制の整備を進めることとする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成 15 年度の病院局設置後、看護部会議・薬剤部会議といった各部門ごとの病院横断的な会議を病院局総務課で開催し、各病院共通課題の検討や情報の共有等を図っている。</li> <li>2 従来は「病院に採用された」職員という意識が強く感じられたが、病院局設置後は 4 病院がそれぞれの専門分野に特化しているという特殊要素はあるものの、勤務形態が特殊であることもあり通勤距離等も考慮しながら可能な範囲で病院間における異動を行ってきた。 平成 19 年度においては、県外の病院に看護師の研修受け入れを依頼し、県立病院内にとどまらず他の病院の長所及び短所を経験させることで、より一層看護師の意識改革を図ることに努めた。</li> </ol>	改善が認められる。
小児医療の診療報酬が適正に設定されていない面がある。	小児医療に係る診療報酬体系の改善について、国に対して引き続き要望を行う。	小児医療に係る診療報酬の見直しについては、毎年、国の予算編成時期に合わせて、県の医務行政部局から国（厚生労働省）に対して要望を行っている。 なお、平成 18 年度の診療報酬改定においては全体の改定率	実施されている。

		がマイナス3.16%の中で、小児医療に係る部分はプラスの見直しとなった。	
「日本一の県立病院づくり」をめざして機能・サービスの向上に取り組んでいるが、年間50億円を超える負担金を少しでも減少させる努力が望まれる。	多額の負担金が一般会計から繰り出されていることを、すべての職員が常に意識し、より効果的、効率的な病院運営に努めることとする。	平成16年10月に「県立病院改革ビジョン」を策定し、目標の一つとして「経営意識の向上」を掲げ、職員一丸となって経営改善に努力してきた。その結果、平成18年度の一般会計からの負担金は約39億8千万円となり、平成11年度に比べ10億円以上の削減を達成した。	改善は認められるが「県立病院改革ビジョン」で掲げた35億円は達成できずに終わった。なお一層の削減努力が必要である。あわせて、負担金の定義の精査による不要額の排除や、経営責任明確化の足かせであり経営成績の攪乱要因となっている一般会計の財政的事情に起因する金額の増減等について開示による透明性の確保を図る等の環境の整備も望まれる。今回の包括外部監査では関連事項について、個別に意見を記載している。

### 財産管理

監査結果 〔意見〕	改善措置	現状	包括外部監査人の意見
固定資産管理台帳と現物との照合は、すべての病院で行われていない。定期的に棚卸を行うべき。	固定資産台帳及びB/Sの正確性を期すため、年1回の点検を実施することとする。	心臓血管、がん、精神医療センターでは、平成13年度から毎年1回、固定資産台帳のデータを打ち出し院内各部門において現物と照合する方法で点検を実施している。小児医療センターにおいては、平成17年度に行い、19年度からは毎年実施する予定である。	固定資産管理については、今回の包括外部監査においてもその不備を、指摘事項としている。

### 物品(薬品・診療材料)管理

監査結果 〔指摘〕	改善措置	現状	包括外部監査人の意見
棚卸資産(薬品・診療材料)につき不足があることを発見した場合は、その原因及び現状を調査し、物品管理者に報告することになっているが、実施されていない。	現行の棚卸の実施方法では、棚卸資産の不足量の正確な把握が難しいことから、薬品や診療材料等の物品について、病院内の一連の流れをコンピューターにより一元的な管理を行う「物品管理システム」の導入を検討することとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>薬品については、平成17年4月から各病院共通の薬品管理システムを導入した。システムでは、発注、仕入数量と払出数量入力による理論在庫数量の確認、実地棚卸時の照合等に使用し、適正な在庫管理を行っている。</li> <li>診療材料については、平成13年4月からがんセンターで、平成15年10月から心臓血管センター及び小児医療センターでSPD(物流管理)を委託して実施している。発注、検品、病棟等への払出し、データの管理等を院内で一元化して行っている。さらに、心臓血管センター及び小児医療センターでは使用した時に病院の費用として計上することで、原則として院内に在庫が生じない方式となっている。</li> <li>棚卸資産(薬品)に不足があることを発見した場合は、その</li> </ul>	薬品について大量のたな卸差異が発生しており、原因分析が十分されていない事例が、発生している。小児医療センターの平成19年3月の状況については、今回の包括外部監査でも指摘事項としている。

〔意見〕		原因及び現状を調査した上で、物品管理者に報告している。	包括外部監査人の意見
<p>納品書への確認印は、（県病院事業財務規則では規定していないが）納品の事実を証明し、責任の所在を明確にするために不可欠であり、必ず押捺すべきである。</p>	<p>薬品等の納品に際し、納品書の提出があった場合には、その收受の事実を証明し、責任の所在を明確にするために、確認印の押捺の徹底を図ることとする。</p>	<p>各病院とも納品確認を行った職員が納品書に押印又はサインの記載を行っている。</p>	<p>改善が認められる。</p>
<p>保険請求数量と棚卸払出し数量（実際払出し数量）が照合されおらず、保険請求漏れ等に起因する両者の差異の有無が把握されていない。</p>	<p>物品管理システムの導入を検討し、保険請求数量と棚卸払出し数量との照合について精度を高めていくこととする。          なお、小児医療センターにおける注射薬を含めた未使用の薬品については、返品伝票を添えて薬剤部に返納することを徹底するとともに、薬剤部で定期的に病棟を巡回し、未使用医薬品の確認を行い、適正な管理に努めることとする。</p>	<p>平成17年4月から各病院共通の薬品管理システムを導入して在庫管理の精度を高めた。          なお、小児医療センターでは、注射薬の返品は返品伝票とともに薬剤部に返納することを昭和57年4月の開院以来行っているところであるが、監査以降各病棟で徹底した。返品伝票は、病棟等の薬品の動きがわかるよう、薬品の請求伝票と一緒に綴っている。また、薬剤部でも月1度定期的に病棟保管薬品の点検（在庫数、配置薬品の期限切れ、不動在庫の確認・引き上げ）を行っている。</p>	<p>改善が認められる。</p>
<p>棚卸手続きについて、病院事業財務規則と異なった実務が行われている面があるとともに、棚卸実務について詳細事項を定める規定がないことから、規則の見直し、棚卸実施要領の作成が望まれる。</p>	<p>物品管理システムを検討する中で、棚卸経理を行う対象項目及び対象範囲の拡大について検討を行うこととする。          また、「物品管理システム」の導入に際しては、「棚卸実施要領」を制定することとする。          なお、棚卸の実施回数については、物品管理シ</p>	<p>薬品については平成17年4月に各病院で薬品管理システムを導入し、実地棚卸の際に使用している。他の物品（診療材料、給食材料等）については、診療材料でSPD（物流管理）を実施するなど、購入後直ちに使用し院内に在庫を置かないものとして従来から管理していたことから、棚卸経理の対象からは除いている。          実地棚卸は薬品管理システム上の在庫数と実際の在庫数を照合する作業であり、必ずしも棚卸実施要領の制定を要せずとも可能であったため、未制定としている。          なお、実地棚卸の回数は、病院局財務規程に基づき各病院とも年度末に1回行っている。</p>	<p>「実地たな卸要領」は、実地たな卸の具体的な実施方法を定めたものであり、この規定に基づき、より組織的で正確な実地たな卸が実施され、また、そのカウントした数量についての適正性が担保されることとなる。「実地たな卸要領」等の作成が望まれる。</p>

	システムの導入に合わせ、年1回行うこととする。		
4病院で共通性のある薬品・診療材料について、共同購入による費用削減の可能性について検討することが望まれる。	なし。	4病院で購入している医薬品について、平成16年下期から病院局総務課において一括契約を実施している。4病院合計で年間購入予定金額160万円以上の品目は入札、160万円未満の品目は見積り合わせとし、上期、下期の年2回実施している。	共同購入は実施され、改善されてはいるもの、入札不調の多発等の問題も発生しており、引き続き改善の余地を残している。この点については、今回の包括外部監査で意見として記載している。

### 収入関係

監査結果 〔指摘〕	改善措置	現 状	包括外部監査人の意見
がんセンターにおいて、H12.6月分の国保・社保の報酬請求額で、過年度として会計処理されている中に当年度分が含まれていた。	H13.2に発生年度を確認し、現年度分は現年度収入、過年度分は過年度収入として訂正した。	平成13年2月に発生年度を確認し、現年度分は現年度収入、過年度分は過年度収入として訂正した。 なお、その後は、現年度分は現年度収入、過年度分は過年度収入として適正な処理を行っている。	改善が認められる。
精神医療センターにおいて、未収金の総勘定元帳の合計と未収金明細の合計は一致していたが、内訳の当年度、過年度区分は一致していなかった。	財務会計システムの入力時に、未収金に係る当年度・過年度の区分を誤ったためであることが判明したので、修正入力を行った。	財務会計システムの入力時に、未収金に係る当年度・過年度の区分を誤ったためであることが判明したので、修正入力を行った。 なお、その後は、毎月確認をし、誤りのないよう処理を行っている。	改善が認められる。
収益的収入として受け入れている負担金のうち、高度医療機器に関する企業債元利償還金の元本部分については、資本的収入の負担金とするのが妥当である。	H12.2月度補正予算から、高度医療機器に関する企業債元利償還金の元本部分に係る負担金については、受け入れを廃止した。	平成12年度2月補正予算において、高度医療機器に関する企業債元利償還金の元本部分に係る負担金については、受け入れを廃止した。	
〔意見〕			

<p>4病院とも検査伝票を患者が会計に運んでくるため、請求漏れが発生する恐れがある。</p>	<p>検査伝票等の紛失を避けるとともに、患者の待ち時間の短縮を図るため、伝票の代わりにコンピューターにより指示を行う「オーダーリングシステム」の導入を検討することとする。</p>	<p>伝票の代わりにコンピューターにより、検査等の指示を行い結果を会計にも送る「オーダーリングシステム」を、各病院で次のとおり導入済み又は導入予定である。  心臓血管センター 平成17年6月導入済み  がんセンター 平成19年5月導入済み  精神医療センター 平成20年3月導入予定  小児医療センター 平成20年2月導入予定</p>	<p>改善が認められる。</p>
<p>窓口現金の引継に関して、書式、手続が病院事業としての統一がとれていない。引継書の様式、手続の統一が望まれる。</p>	<p>窓口現金の受け渡しについて、その手続の方法及び引継簿の様式を群馬県病院事業財務規則において規定することとする。</p>	<p>群馬県病院局財務規程に窓口現金の引継に関する手続き及び書類の様式を規定し、各病院ともこれに準拠して引継業務を行っている。</p>	<p>改善が認められる。</p>
<p>がんセンターでは、窓口にて2連式の納入通知書（領収書）が置いてある。（他の病院では医事課事務室で管理。）納入通知書には連番もなく悪用される恐れがあるので、窓口には置くべきではない。</p>	<p>がんセンターにおいては、納入通知書（領収書）を事務局医事課で保管し、窓口には置かないこととした。</p>	<p>意見のあった手書きで発行する納入通知書(分割払い等に使用)については、監査以降は窓口には置かず事務局内で事務局員が管理している。  なお、通常の会計では電算システムで発行する納入通知書を使用しており、平成4年以降連番管理を行っている。</p>	<p>改善が認められる。</p>
<p>収益の計上方式の各病院間での統一がとれていない。また、一つの診療行為の収益が2回に分けて計上されている。会計処理の正確性と簡素化の観点から、日々の入金額を仮受金として伝票入力し、収益の計上について月1回収入計上することが望まれる。</p>	<p>日々の入金額を仮受金として伝票入力し、収益の計上について月1回収入調停する会計処理を検討することとする。</p>	<p>各病院における現在の収益の計上方法は次のとおりである。  ・本人負担分について  心臓血管センター 10日間を集計期間とし月3回会計処理  がんセンター 歴月を集計期間とし月1回会計処理  精神医療センター 日々会計処理  小児医療センター 歴月を集計期間とし月1回会計処理  ・保険請求分について  各病院とも歴月を集計期間とし月1回会計処理</p>	<p>現状方式によると、財務会計システム上、日々窓口で収受した現金が簿外となる点が問題である。仮受金勘定利用により財務会計システムに現金計上を行うべきである。</p>

		<p>従来から、各病院とも日々の入金額について病院局財務会計システムとは別に日計表を作り、収益科目ごとの金額を算出した上で、各収益の勘定に計上する伝票処理を行っている。</p> <p>平成14年4月に「仮受金」の勘定科目を群馬県病院事業財務規則に規定したが、日々の入金額を仮受金勘定に計上する処理を行っても、収益勘定への計上に当たっては、従来から行っている日計表を作成しての金額の算出を同様に行う必要があり、事務の簡素化にはならず逆に増加になることを考慮して、仮受金勘定への伝票入力が行っていないところである。</p>	
<p>小児医療センターでは保険請求の返戻と増減点に対処するための再審査検討委員会が設置されていない。</p>	なし。	<p>小児医療センターでは、平成17年9月から保険診療委員会を設置している。</p>	改善が認められる。

人件費関係

監査結果	改善措置	現状	包括外部監査人の意見
〔指 摘〕			
<p>精神医療センターにおいて、H12.6月の非常勤職員の報酬に係る源泉所得税の計算に際し、43人中3人に源泉徴収税額表の見誤りがあった。</p>	<p>平成12.12の年末調整において、当該職員に係る所得税額の調整を行い、誤った税額についての過不足を精算した。</p>	<p>平成12年12月の年末調整において、当該職員に係る所得税額の調整を行い、誤った税額についての過不足を精算した。</p>	
〔意 見〕			
<p>多額の引当不足のある退職給与引当金について、毎年度継続的な引当をすることが望まれる。</p>	<p>退職給与引当金に係る引当不足額への対応について検討を進めることとする。</p>	<p>平成14年5月に「全職員が自己都合で退職した場合の退職金支給額の10%」を引当金目標額とし、不足額を3年間を目標に引き当てる方針を定めた。当方針に基づき、平成14、15年度に260,660千円を引当金に計上した。平成16、17年度は、予定を上回る退職者が出て退職給与金の予算計上額に不足が生じたため、引当金の計上はできなかったが(平成17年度は144,649千円を取り崩した)、平成18年度は方針に基づき再び43,000千円を引当金に計上した。</p>	<p>発生主義会計に基づく、継続的な引当が実施されていない。今回の包括外部監査では指摘事項とした。</p>

その他支出

監査結果 〔意見〕	改善措置	現状	包括外部監査人の意見
単価契約において、納入数量と請求書の数量との照合をもちいた事例がある。	単価契約については、納品書の照合の実施について徹底を図ることとする。	各病院とも、納品書と請求書との照合を実施している。	改善が認められる。

契約

監査結果 〔意見〕	改善措置	現状	包括外部監査人の意見
入札不調に陥ることのない、入札手続を検討することが望まれる。	入札に際しては、予定価額の設定に当たり、より広く情報収集を行うほか、参加業者を拡大するなど改善に努めることとする。	医療機器等の予定価格設定にあたっては、過去に購入した同種の納入価、最近購入した実績のある病院への照会、複数業者への下見積の依頼を行うなどより多くの情報を収集するよう努めている。 また、入札仕様書の作成において特定業者に偏らない内容となるよう検討を加えたり、製造メーカーに取り扱い卸売業者を確認したりして、より多くの業者が入札に参加できるよう配慮している。	改善されてはいるものの、4病院で購入している医薬品について総務課が実施している一括入札において、多くの不調が発生しており、今回の包括外部監査では、意見として記載している。
随契理由の薄弱な随契契約について、競争入札を採用することが望まれる。	業務内容を検討のうえ、できる限り一般競争入札、指名競争入札への移行を図っていくこととする。	業務内容を検討して、積極的に随契契約から一般競争入札や指名競争入札へと変更した。 その主な契約は次のとおりである。 ・中央監視室業務委託 ・職員被服等洗濯業務委託 ・合併浄化槽設備等保守点検業務委託 ・空調設備保守点検業務委託 ・カーテン賃借 ・臨床検査業務委託 ・警備当直業務委託	改善が認められるものの、未だ、随契契約とするには理由が薄弱な場合も多く、今回の包括外部監査では、総務課はじめすべての病院で意見として記載している。随契契約適用の可否判断においては、競争原理の活用を原則とし、十分な説明責任が果たされるに足るだけの事由があるか慎重に判断して運用すべきである。

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・診療材料等物流管理業務委託</li> <li>・リネン集配</li> <li>・電気工作物保安</li> <li>・防災設備点検</li> <li>・エレベーター等保守点検業務委託</li> <li>・電話交換業務委託</li> <li>・受付、電算入力業務委託</li> <li>・産業廃棄物収集、運搬業務委託</li> <li>・感染性廃棄物収集、運搬業務委託</li> <li>・感染性廃棄物処分業務委託</li> <li>・污水处理施設運転維持管理業務委託</li> <li>・消防用設備保守点検業務委託</li> <li>・複写機サービス業務委託</li> <li>・医療ガス設備保守点検業務委託</li> </ul> <p>また、上記のほか、金額的に随意契約が可能な契約の場合は、できるだけ見積もり合わせとするよう努めた。</p>	
--	--	---	--